



三重県公報

令和7年6月13日 (金)

第 625 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
45	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	(デジタル戦略企画課)	2
46	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	2
47	三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則	(障がい福祉課)	11
告 示			
420	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	15
421	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	15
422	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	16
423	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	17
424	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	18
425	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	18
公 告			
	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付	(畜産課)	19
	土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	19
	同件	(同)	19
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	20
	同件	(同)	20
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	20
	同件	(同)	20
	同件	(同)	20
	同件	(同)	21
	同件	(同)	21
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	21
共 済 組 合 公 告			
	地方公務員等共済組合法の規定に基づく令和6年度決算の要旨	(市町行財政課)	21

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布します。

令和七年六月十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第五号）の施行期日は、令和七年六月十六日とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年六月十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十六号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年三重県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第二条 条例別表第二の中欄の規則で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務とし、同項の下欄の規則で定める情報は、別表第一の中欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の下欄に定める情報とする。</p> <p>（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第三条 条例別表第三の規則で定める事務は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務とし、同項の下欄の規則で定める情報は、別表第二の中欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の下欄に定める情報とする。</p> <p>（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第四条 条例別表第三の規則で定める事務は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事務とする。</p>	<p>（条例別表第一の規則で定める事務）</p> <p>第二条 条例別表第一の規則で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事務とする。</p> <p>（条例別表第二の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第三条 条例別表第二の中欄の規則で定める事務は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる事務とし、同項の下欄の規則で定める情報は、別表第二の中欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の下欄に定める情報とする。</p> <p>（条例別表第三の規則で定める事務及び情報）</p> <p>第四条 条例別表第三の規則で定める事務は、別表第三の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事務とする。</p> <p>別表第一（第二条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 条例別表第一の一の項の規則で定める事務</td> <td>生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務	一 条例別表第一の一の項の規則で定める事務	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務
区分	事務				
一 条例別表第一の一の項の規則で定める事務	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務				

一	生活に困窮する外国人に 対する生活保護法第二十四 条第一項の規定に準じて行 う保護の開始若しくは同条 第九項の規定に準じて行 う保護の変更の申請の受理 その申請に係る事実につ いての審査又はその申請に 対する応答に関する事務
二	生活に困窮する外国人に 対する生活保護法第二十五 条第一項の規定に準じて行 う職権による保護の開始又 は同条第二項の規定に準じ て行う職権による保護の変 更に関する事務
四	生活に困窮する外国人に 対する生活保護法第二十六 条の規定に準じて行い保護 の停止又は廃止に関する事 務
五	生活に困窮する外国人に 対する生活保護法第二十九 条第一項の規定に準じて行 う資料の提供等の求めに関 する事務
六	生活に困窮する外国人に 対する生活保護法第五十五 条の四第一項の規定に準じ て行い就労自立給付金の支 給の申請の受理、その申請 に係る事実についての審査 又はその申請に対する応答 に関する事務
七	生活に困窮する外国人に 対する生活保護法第五十五 条の五第一項の規定に準じ て行い進学・就職準備給付 金の支給の申請の受理、そ の申請に係る事実について の審査又はその申請に対す る応答に関する事務
八	生活に困窮する外国人に 対する生活保護法第六十三 条の規定に準じて行い保護 に要する費用の返還に関す る事務
九	生活に困窮する外国人に 対する生活保護法第七十七 条第一項又は第七十八条第

別表第一（第二条関係）

区分	事務	情報

別表第二（第三条関係）

区分	事務	情報
一 別表第 二の一 の項の	一 生活に困難する外国人に対する生活保護法第十九条	一 生活保護法第六条第二項の要保護者に準ずる生活に困難する外国人の要保護者又は同条第一項の

		一 項から第三項までの規定に準じて行う徴収金の徴収（同法第七十八条の二第一項又は第二項の規定に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務
二 の規則で定める事務	一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下この項において「就学支援金法」という。）第二条に規定する高等学校等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等で学び直す生徒又は学生に対する就学支援金（就学支援金法第三条第一項に規定する就学支援金をいう。）に相当する額の支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	二 前号の申請を行う者の保護者等（就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。次項において同じ。）の収入状況に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
三 の規則で定める事務	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在籍する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図るための給付金に係る支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	

<p>別表第一の二の項の規則で定める事務</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「番号命令」という。)第三十二条の表の十三の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等(同法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。次号において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。)に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活困</p>
<p>別表第一の二の項の規則で定める事務</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「番号命令」という。)第三十二条の表の十三の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>一 児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る小児慢性特定疾病児童等(同法第六条の二第二項の小児慢性特定疾病児童等をいう。次号において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第二号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。)に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施、同法第二十四条第一項の規定に準じて行う保護の開始若しくは同条第九項の規定に準じて行う保護の変更、同法第二十五条第一項の規定に準じて行う職権による保護の開始若しくは同条第二項の規定に準じて行う職権による保護の変更又は同法第二十六条の規定に準じて行う保護の停止若しくは廃止に関する情報(以下「生活困窮外国人の保護実施関係情報」という。)</p>
<p>別表第一の二の項の規則で定める事務</p>	<p>外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第六条の自立支援給付の支給に関する情報</p>	<p>十二 外国人要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第六条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
<p>別表第一の二の項の規則で定める事務</p>	<p>外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報</p>	<p>十三 外国人要保護者等に係る難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第一項の特定医療費の支給に関する情報</p>

八 の 項 の 給 る 事 務	八 条 例 別 表 第 二 の 八 項 の 第 二 欄 に 掲 げ る 事 務	八 条 例 別 表 第 二 の 六 項 の 規 則 で 定 め る 事 務	七 条 例 別 表 第 二 の 七 項 の 規 則 で 定 め る 事 務	六 条 例 別 表 第 二 の 六 項 の 規 則 で 定 め る 事 務	五 条 例 別 表 第 二 の 五 項 の 規 則 で 定 め る 事 務	四 条 例 別 表 第 二 の 四 項 の 規 則 で 定 め る 事 務	三 条 例 別 表 第 二 の 三 項 の 規 則 で 定 め る 事 務	二 条 例 別 表 第 二 の 二 項 の 規 則 で 定 め る 事 務		窮外国人の保護実施関係 情報」という。） 二 (略)
--------------------------------------	--	---	---	---	---	---	---	---	--	-------------------------------------

九 の 項 の 給 る 事 務	九 条 例 別 表 第 二 の 九 項 の 第 二 欄 に 掲 げ る 事 務	八 条 例 別 表 第 二 の 八 項 の 規 則 で 定 め る 事 務	七 条 例 別 表 第 二 の 七 項 の 規 則 で 定 め る 事 務	六 条 例 別 表 第 二 の 六 項 の 規 則 で 定 め る 事 務	五 条 例 別 表 第 二 の 五 項 の 規 則 で 定 め る 事 務	四 条 例 別 表 第 二 の 四 項 の 規 則 で 定 め る 事 務	三 条 例 別 表 第 二 の 三 項 の 規 則 で 定 め る 事 務		二 (略)	
--------------------------------------	--	---	---	---	---	---	---	--	----------	--

規則で定める事務	第三十三条第一項の便宜の供与の申請を行う者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報
九 別表第一の九の項に掲げる事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項及び第三項の支援給付、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号。以下「平成十九年改正法」という。）附則第四条第一項の支援給付並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給に関する情報

規則で定める事務	申請を行う者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報
十 別表第一の十の項に掲げる事務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第一項及び第三項の支援給付、平成十九年改正法附則第四条第一項の支援給付並びに平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第一項の支援給付、平成二十五年改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第十四条第三項の支援給付及び平成二十五年改正法附則第二条第三項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報又は生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付金若しくは同法第五十五条の五第一項の規定に準じて行う進学・就職準備給付金の支給に関する情報

<p>十一 別表第一の項の掲げる事務</p>	<p>番号命令第二条の表の百四十四の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六条の自立支援給付の支給の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>二 六 (略)</p>
<p>十一 別表第二の項の掲げる事務</p>	<p>番号命令第二条の表の百五十八の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>一 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第六条第一項の支給認定の申請に係る指定難病(同法律第五条第一項の指定難病をいう。次号において同じ。)の患者又は支給認定基準世帯員(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。)に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>二 (略)</p>
<p>別表第二(第三条関係)</p> <p>(略)</p>		

<p>十一 別表第一の項の掲げる事務</p>	<p>番号命令第二条の表の百四十四の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給の申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>二 六 (略)</p>
<p>十二 別表第二の項の掲げる事務</p>	<p>番号命令第二条の表の百五十八の項の第二欄に掲げる事務</p>	<p>一 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請に係る指定難病(同法律第五条第一項の指定難病をいう。次号において同じ。)の患者又は支給認定基準世帯員(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一条第一項第二号イの支給認定基準世帯員をいう。次号において同じ。)に係る生活困窮外国人の保護実施関係情報</p> <p>二 (略)</p>
<p>別表第三(第四条関係)</p> <p>(略)</p>		

附 則

この規則は、令和七年六月十六日から施行する。

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年六月十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十七号

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

三重県心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年三重県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。第三号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第 2 条関係)

障 害 証 明 書

		整理番号	
① 障害者の 氏名、性別	(フリガナ) 男 女	② 生年 月日	年 月 日
障 害 の 状 況	③ 1 知 的 障 害	A (重度) ・ B	
	④ 2 身 体 障 害	ア 障害の種類	視覚、聴覚・平衡機能、音声・そしゃく・言語機能、肢体不自由 (上肢・下肢・体幹・運動機能)、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能
		イ 障害の程度	身体障害者福祉法施行規則別表による。 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級
	⑤ 3 そ の 他 の 障 害	ア 障 害 名	(主障害名) (その他の障害名)
		イ 障害の程度	
⑥ 就労の有無	有 (職 種) (平均月収額)		・ 無
⑦ 日常生活の介助の必要度	1 極めて介助の必要がある。 2 かなり介助の必要がある。 3 ほとんど介助の必要がない。		
⑧ 上記事項についての特記事項			
⑨ 療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳所持の有無	有	療育手帳 (記号番号) 身体障害者手帳 (記号番号) 精神保健福祉手帳 (記号番号) (1 級 ・ 2 級)	・ 無
⑩ 障害基礎年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当受給の有無	有	障害基礎年金 (証書の記号番号) 特別児童扶養手当 (受給者記号番号) 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当 (認定通知交付番号)	・ 無
⑪ 児童相談所、知的障害者・身体障害者更生相談所の判定の有無	有	(判定機関名) (判定年月日)	・ 無
⑫ 施設入所の有無	有	(施設の種類の)	・ 無
証 明 機 関	上記のとおり証明します。 年 月 日 所 在 地 名 称		

注 ⑨～⑫のいずれも無の場合は、医師の診断書を添付してください。

(規格 A 4)

第十一号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の際現に改正前の三重県心身障害者扶養共済条例施行規則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている障害証明書及び障害診断書は、改正後の三重県心身障害者扶養共済条例施行規則の規定に基づいて提出された障害証明書及び障害診断書とみなす。
- この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所定の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 420 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和7年6月13日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定 年 月 日
薬局	志摩調剤薬局	志摩市阿児町鶴方 1207-2		薬局	令和7年5月1日
薬局	亀山天神薬局	亀山市天神2丁目 3-7		薬局	令和7年5月1日
薬局	外宮前薬局	伊勢市八日市場町 5-19		薬局	令和7年5月1日
薬局	イオン薬局松阪船江店	松阪市船江町 1392-27		薬局	令和7年6月1日
薬局	エンゼル薬局 久保田店	四日市市久保田二丁目 169番地 3		薬局	令和7年6月1日
訪問看護	みんなのかかりつけ訪問看護ステーション津(こころ専門)	津市久居本町 1458 ダイヤモンドマンション久居本町 303号室		訪問看護	令和7年6月1日
訪問看護	m u k u 訪問看護ステーション	津市寿町 12-19		訪問看護	令和7年6月1日
訪問看護	訪問看護ステーションあやめ伊勢	伊勢市御園町王中島 738-2 コーポリヨム 2B号室		訪問看護	令和7年6月1日
訪問看護	スマイルホーム志摩訪問看護事業所	志摩市阿児町鶴方 2850-126 赤松ヶ谷テナントC号		訪問看護	令和7年6月1日
訪問看護	合同会社訪問看護ステーションふるふる	津市美杉町太郎生 2160 番地		訪問看護	令和7年6月1日

三重県告示第 421 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和7年6月13日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更 年 月 日
		変更前	変更後			

薬局	エンゼル薬局 四日市中央店	四日市市城北町 40-2	四日市市城北町 25 番		薬局	令和 7 年 5 月 7 日
薬局	すこやか薬局	伊勢市浦口 4 丁目 2-19	伊勢市宮町 1 丁目 15-21		薬局	令和 7 年 5 月 1 日

三重県告示第 422 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名

河村 清隆

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町下多気字漆 3577

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

- 1 通知することができない者の氏名

田上 弘

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町下多気字漆 3761 の 3

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名

齋藤 秀樹

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町下多気字漆 3763 の 5

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

紀平 晃利

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市安濃町草生字城ヶ峯 1717

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 423 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更することとしました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 道路の種類 県道

2 路線名 磯部浜島線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更の期日
志摩市浜島町桧山路字初吹 4 番 5 地先内	旧	15.0~24.0	26.4	令和 7 年 6 月 16 日
	新	15.0~25.1	26.4	

第 2

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 422 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更の期日
北牟婁郡紀北町島原字平谷 3760 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町島原字平谷 3761 番 1 地先まで	旧新	21.4~46.7	79.5	令和 7 年 6 月 13 日
	新	6.9~7.5	66.2	

第 3

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 422号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更の 期 日
北牟婁郡紀北町島原字小砂尻 4668 番地先から 北牟婁郡紀北町島原字小砂尻 4672 番 1 地先まで	新	9.6~20.8	63.3	令和 7 年 6 月 13 日

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更の 期 日
北牟婁郡紀北町島原字平谷 3760 番 1 地先から 北牟婁郡紀北町島原字平谷 3761 番 1 地先まで	旧新	21.4~46.7	79.5	令和 7 年 6 月 13 日
	新	6.9~7.5	66.2	

第 5

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三戸紀伊長島停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	区域変更の 期 日
北牟婁郡紀北町島原字小砂尻 4668 番地先から 北牟婁郡紀北町島原字小砂尻 4672 番 1 地先まで	新	9.6~20.8	63.3	令和 7 年 6 月 13 日

三重県告示第 424 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の 区 間	供用開始の期日
県道 亀山鈴鹿線	鈴鹿市三日市町字中ノ池 1871 番 16 地先から 鈴鹿市三日市町字中ノ池 1871 番 4 地先まで	令和 7 年 6 月 13 日
県道 国府白子停車場線	鈴鹿市三日市町字中ノ池 1871 番 16 地先から 鈴鹿市三日市町字中ノ池 1871 番 4 地先まで	令和 7 年 6 月 13 日
一般国道 368 号	津市美杉町上多気字奥新田 1749 番 1 地先から 津市美杉町上多気字奥新田 1721 番 1 地先まで	令和 7 年 7 月 18 日
一般国道 369 号	津市美杉町上多気字奥新田 1749 番 1 地先から 津市美杉町上多気字奥新田 1721 番 1 地先まで	令和 7 年 7 月 18 日
県道 磯部浜島線	志摩市浜島町桧山路字初吹 4 番 5 地先内	令和 7 年 6 月 16 日

三重県告示第 425 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 7 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	占用制限の開始日
一般国道	368 号	津市美杉町上多気字奥新田 1749 番 1 地先から 津市美杉町上多気字奥新田 1721 番 1 地先まで	令和 7 年 6 月 13 日

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有制限の開始日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有制限の理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

公 告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書が交付されました。

令和 7 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

「次」は省略し、関係書類（種畜検査名簿）を三重県農林水産部畜産課に備え置いて縦覧に供します。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業 用排水施設整備事業（小規模）鹿海地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 7 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和 7 年 6 月 16 日から同年 7 月 11 日まで

3 縦覧の場所

伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、県営湛水防除事業 千倉地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和 7 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和7年6月16日から同年7月11日まで

3 縦覧の場所

桑名市役所産業振興部農林水産課（桑名市中央町二丁目37番地）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和7年6月13日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和7年6月9日から同年9月1日まで

3 作業地域

名張市黒田

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

令和7年6月13日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（数値図化測量）

2 作業期間

令和7年6月13日から同年12月1日まで

3 作業地域

伊賀市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年2月28日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和7年6月13日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

鈴鹿市野辺町、同市竹野町、同市甲斐町、同市岡田町、同市弓削町、同市平田町、同市平田本町及び同市庄野町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年2月28日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和7年6月13日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業地域

鈴鹿市庄野町、同市加佐登町及び同市津賀町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和7年2月28日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和7年6月13日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
鈴鹿市津賀町、同市庄野町、同市汲川原町、同市中富田町、同市広瀬町及び同市西富田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 2 月 28 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
亀山市田村町及び同市川崎町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 2 月 28 日に終了した旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
亀山市川崎町、同市太森町及び同市辺法寺町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 6 月 13 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 6 月 3 日	員弁郡東員町大字穴太字西宅地 836-1	桑名市陽だまりの丘 3 丁目 821 塩谷 光敏

共済組合公告

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度決算の要旨を公告します。

令和 7 年 6 月 13 日

三重県市町村職員共済組合理事長 辻 村 修 一

損益計算書の要旨 (単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (サンパルラ志摩)	貯金	貸付	物資
収												
負担金	8,289,719	16,921,394	951,400	127,580			260,494	227,839				
掛金	8,313,673	11,583,633	951,391					223,652				
施設収入・商品売上												1,066,959
利息及び配当金	2,877					36,994	699	740	510	650,451	313	18
その他の収入	977,196						113,346	506	47	13,838	10,927	15,437
他経理から繰入							49,354					
前年度支払準備金	1,313,360											
計	18,896,825	28,505,027	1,902,791	127,580	0	36,994	423,893	452,737	557	664,289	11,240	1,082,414
入												
給付	9,319,291											
役員給与							159,293	13,470		4,929	17,955	13,055
旅費・事務費							22,071	1,104	20	1,516	670	1,696
商品仕入												1,042,981
飲食材料費												
委託費							71,003	11,148		696	1,982	5,125
支払利息						36,994				526,796		409
前期高齢者納付金	1,803,699											
後期高齢者支援金	3,335,098											
老人保健拠出金												
退職者給付拠出金	15											
介護納付金	1,621,317											
連合会払込金	1,097,781	28,505,027	1,902,791	127,580			129,494	4,099				
他経理へ繰入	49,354											
その他の支出	7,721						68,177	453,455	658,631	1,517	6,626	21,945
次年度支払準備金	1,416,241											
計	18,650,517	28,505,027	1,902,791	127,580	0	36,994	450,038	483,276	658,651	535,454	27,233	1,085,211
支出												
差引当期利益金又は 当期損失金(△)	246,308	0	0	0	0	0	△26,145	△30,539	△658,094	128,835	△15,993	△2,797

(単位：千円)

貸借対照表の要旨

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	宿泊 (サンペルラ志摩)	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	3,591,337	1,045,091	120,813	792	438,842	615,018	940,638	736,002	4,872,071	370,144	245,675
	固定資産					15,727,158	12,989			56,007,923	819,597	
	繰延資産											
資産合計	3,591,337	1,045,091	120,813	792	0	16,166,000	628,007	940,638	736,002	60,879,994	1,189,741	245,675
負 債	流動負債	603,225	1,045,091	120,813	792		15,708	48,387	19,062	59,260,262	254	13,938
	固定負債	1,416,241				16,166,000	186,558	8,645		675	28,050	123,148
負債合計	2,019,466	1,045,091	120,813	792	0	16,166,000	202,266	57,032	19,062	59,260,937	28,304	137,086
資 本	資本剰余金								1,554,107			
	利益剰余金又は 欠損金(△)	1,571,871					425,741	883,606	△837,167	1,619,057	1,161,437	108,589
	資本合計	1,571,871	0	0	0	0	425,741	883,606	716,940	1,619,057	1,161,437	108,589
負債・資本合計	3,591,337	1,045,091	120,813	792	0	16,166,000	628,007	940,638	736,002	60,879,994	1,189,741	245,675

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
